

# 出席停止について

学校保健安全法施行規則により定められた感染症にかかった場合は出席停止となります。

## **学校感染症の種類**

(学校保健安全法施行規則 第三章感染症の予防 第18条感染症の種類)

第1種・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘瘡 ・南米出血熱 ・ペスト

・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア

・重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス) ・鳥インフルエンザ(H5N1)

第2種・インフルエンザ(H5N1を除く) ・百日咳 ・麻しん

・流行性耳下腺炎

第3種・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症(O-157) ・腸チフス

・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症

## **出席停止解除証明書**

該当する感染症にかかった場合は早急に学校へ電話連絡してください。出席停止となります。主治医より感染のおそれがないと認められたら、「出席停止解除証明書」を受け登校してください。(同様の内容であれば様式は問いません。) 出席停止になった期間は欠席扱いにはなりません。

書類は次のページにあります。

## **感染予防について**

感染症が流行している時だけでなく、日頃から予防に心がけましょう。

1. 手洗い・うがいを徹底する。
2. 毎朝、健康観察し、発熱、風邪症状、胃腸症状がある場合は登校を見合せ、悪化する場合はかかりつけ医を早目に受診する。
3. 咳・くしゃみの症状がある場合はマスクの着用を心がけ咳エチケットを励行する。

●学校を欠席する場合は、学校感染症でなくとも必ず電話連絡し、発熱状況と症状をお知らせください。

# 出席停止解除證明書

伊丹市立伊丹高等学校

年 組

氏名

(平成 年 月 日生)

病名

上記の症状で、平成 年 月 日から療養中であったが、  
主要症状が消退し、もはや、感染の恐れがないものと認め、  
平成 年 月 日より出席停止を解除します。

平成 年 月 日

住 所

医療機関名

医師名

(印)